(趣旨)

第1条 この要領は、地域の学校教育のあり方を考える会設置要綱第9条(平成24年4月 26日教育委員会告示第6号)の規定に基づき、地域の学校教育のあり方を考える会(以下「考える会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 考える会を傍聴しようとする者は、先着順に受付において傍聴人受付票にその 住所、氏名、年齢を明記し、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他会長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴を許されない者)

- **第4条** 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 危険又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるほか、会長が傍聴を不適当と認めた者 (傍聴人の禁止事項)
- 第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語雑談又は拍手等をすること。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持ち込み、又は使用すること。
 - (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
 - (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、考える会が定める。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

傍聴	人受化	付票

令和 年 月 日

住所	
氏名	
年齢	
会議名	第 回 地域の学校教育のあり方を考える会

- ※ 記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には利用しません。
- ※ 記入後、傍聴人受付箱に投函してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、万が一感染者が発生した場合、追跡のため ご連絡させていただく場合があります。 <u>ご了承いただけない方は、☑してください。</u>

チェック欄

傍聴人受付票

令和 年 月 日

住所	
氏名	
年齢	
電話番号	
会議名	第 回 地域の学校教育のあり方を考える会

- ※ 記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には利用しません。
- ※ 記入後、傍聴人受付箱に投函してください。

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会

傍 聴 人 証

多可町教育委員会